

天童市の教育等の振興に関する大綱（案）



令和7年3月

天 童 市

大綱の策定に当たって

近年、少子高齢化に伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、社会全体のデジタル化の推進と社会経済のグローバル化の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い、人々のライフスタイルや価値観も多様化・複雑化しています。

こうした多様性の時代において、本市の将来の都市像である「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市 ～ともに明日をひらく てんどう～」を実現し、持続可能な地域社会を支えるため、多様性を尊重しながらすべての人が主体的に活躍できるよう質の高い教育を提供していくことがますます重要になっています。

この大綱は、子どもから大人まで、全ての市民が社会情勢の変化にしなやかに対応し、生き生きと学び、心豊かな生活を送ることができるよう、国の教育施策の指針である「第4期教育振興基本計画」と、本市のまちづくりの指針である「天童市総合計画」の内容を踏まえて策定するものです。

大綱に掲げる5つの方針と15の基本目標をベースに、社会課題の解決に向けた教育環境の整備を目指し、教育委員会と連携しながら効果的な教育施策を展開してまいりますので、市民の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

天童市長 新 関 茂

第1 策定の趣旨と内容

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定するものであり、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本目標を定めます。

第2 計画期間

大綱の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。天童市総合計画、社会情勢の変化、市民のニーズ等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

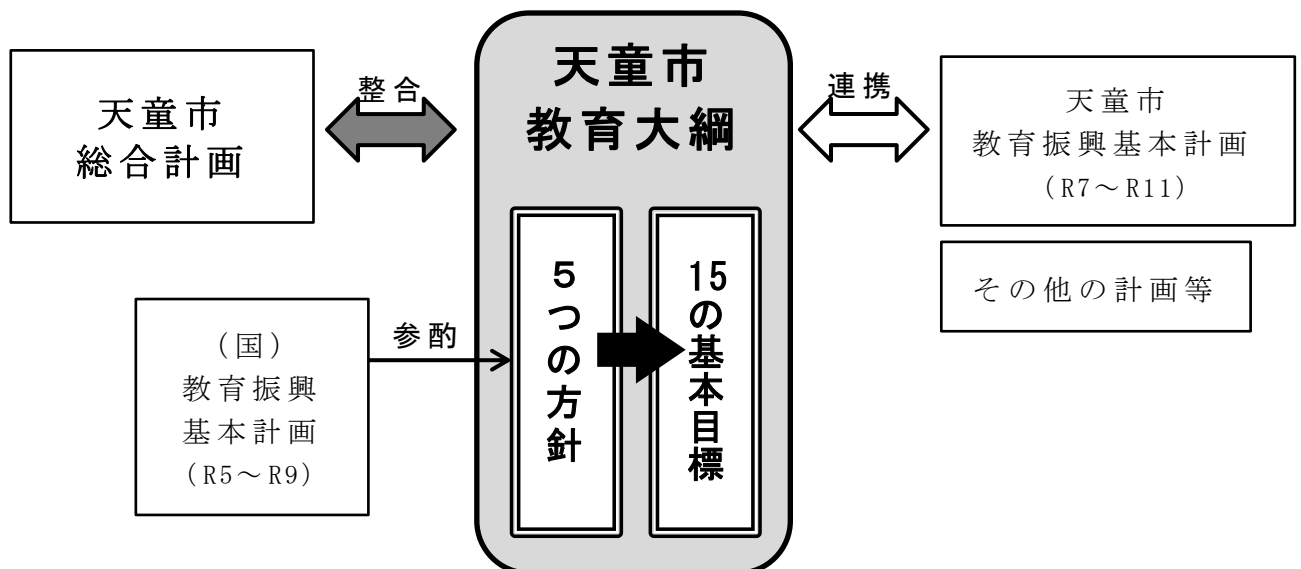
第3 策定に当たっての考え方

大綱の策定に当たっては、令和5年6月16日に閣議決定された教育振興基本計画による今後の教育政策に関する基本的な方針を参酌し、かつ、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした前大綱を発展的に継承するものとします。

また、計画期間が令和6年度までとなっている第七次天童市総合計画基本構想のうち、教育、学術、文化等に関する展開方向を継承し、社会情勢や価値観の多様化、ライフスタイルの変化などを踏まえ、次の5つの方針を掲げ、これらの方針の下、基本目標を定めます。

- 1 社会の発展を支える人材を育てる
- 2 夢を持ち生きる力を育てる
- 3 生涯にわたる学びを支援する
- 4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する
- 5 学校の安全・安心を未来につなぐ

【参考】大綱の位置付けと体系



第4 基本目標



1 社会の発展を支える人材を育てる

乳幼児期の健全育成

若い世代からの健康意識を高める取組を推進することで、将来妊娠を希望する方の健やかな妊娠出産につなげ、次世代の子どもの健康を守ります。

妊娠期から就学期にわたる切れ目のない支援体制を充実させ、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

特に、乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、基盤である安定した家庭環境を保持し、子どもの健やかな心と身体を育てるために、親と子どもをサポートする子育て発達支援の充実を図ります。

母子保健と幼児教育・保育、学校教育が連携し、継続した支援を行うことで、一人ひとりの子どもが生き生きと暮らせる地域を目指します。

確かな学力の育成

未来を描き、問いを立て、解決・創造する力を育むために、物事を深く思考し、論理的に伝える力を育成します。各学校の特色を生かしながら、社会の中で生きて働く「知識・技能」を身に付け、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」と、自らの学びを人生や社会づくりに生かそうとする「学びに向かう力」を育成します。

児童生徒一人ひとりを大切にし、個々の教育的ニーズに応じた適時適切な教育を推進するために、幼稚園・保育所・認定こども園等及び小・中学校の連携を密にしながら、特別支援教育の視点を基盤にインクルーシブ教育システム構築に向けた取組を展開します。

グローバル社会における人材の育成

グローバル社会において、豊かな国際感覚と異文化・多様性を柔軟に理解する心情を育むとともに、外国語を用いて日本やふるさと天童の良さを発信できるコミュニケーション能力を養うことを目指し、英語教育の充実を推進します。

外国語指導助手（ALT）やICTを活用し、聞くこと・読むこと・話すこと・書くことの4つの技能を伸ばします。

また、日本で学ぶ日本語が話せない外国人児童生徒に日本語指導補助者を派遣し、学びを保障します。

2

夢を持ち生きる力を育てる

豊かな心と健やかな体の育成

「天童市いじめ防止基本方針」に基づきいじめの未然防止対策を推進し、「いじめをしない、させない学校づくり」を目指すとともに、生徒指導に関する諸問題の早期発見・早期対応により、児童生徒が自尊感情を高めながら、生き生きと学校生活を送ることができる学校づくりを行います。

また、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の整備を行います。

さらに、児童生徒が芸術文化・スポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、市教育委員会と連携し、部活動の地域移行に向けた環境の整備を推進します。

就学支援等の推進

義務教育への就学について、経済的な理由に捉われず誰もが安心して学べるよう教育扶助を行うとともに、教育費の負担が特に大きい家庭に対する経済的支援を充実します。

義務教育以降の支援については、個々が望む質の高い教育が受けられるよう学びの機会均等を図る支援を充実します。

健全な体を育む学校給食と食育推進

徹底した衛生管理に努めるとともに、食物アレルギー対応給食を実施し、安全・安心な学校給食を提供します。

また、地産地消の推進を図り、特別献立や地域の食文化、季節の行事給食など工夫を凝らしたメニューを提供し、学校給食の充実に努めます。

さらに、望ましい食習慣を形成し、豊かな心と人間性を育み、食と健康な体づくりの大切さや地元の農産物、郷土の文化への理解を深めるため、栄養・給食指導などによる食育を推進します。

3

生涯にわたる学びを支援する

生涯学習・社会教育の推進

市民一人ひとりが、生涯にわたって充実した学習活動を行い豊かな人生を創造できるよう、大学との連携による学習活動を展開し学習機会の充実を図るとともに、学校や家庭、地域と連携した行事の開催な

ど多世代交流による生涯学習活動を推進します。

既存の図書館をリノベーションし、本を借りるだけでなく、誰もが心地よく滞在し、人と人とのつながりや交流が生まれる拠点として整備し、生涯学習の場として施設・設備の充実を図るとともに、学習活動に対する支援や情報の提供を行います。

地域の社会教育の拠点となる市立公民館では、市民がそれぞれの価値観やライフステージに応じた学習活動を主体的に行い、幅広い世代が気軽に集い交流できる場となるよう、利用拡大を図っていきます。

社会教育において重要な役割を担う社会教育団体については、組織の活性化や学習活動を推進するとともに、市民自らが課題を見つけ解決を図ることを目的とした地域づくり委員会活動を推進します。

地域学習支援事業の推進

地域との緊密な連携の下、「ひと、もの、こと、自然、文化」などの地域の魅力に触れる多様な体験を充実させ、探究活動、キャリア教育を通じて郷土への愛着と誇りを育み、児童生徒の社会参画に向けた教育支援を推進します。

家庭教育の推進

子どもの健やかな育ちの礎である家庭教育を支援するため、様々な家庭の悩みや子どもの発達段階に応じた教育に関する講演会や講座などの学習機会を提供し、子育てや家庭の悩みを気軽に相談できる環境づくりを進めます。

また、地域全体で親子の学びや育ちを温かく見守るため、地域の団体や事業所などが実施する子どもの健全育成活動を支援するほか、地域活動への参加を積極的に促し、親子が地域の一員として交流する機会を充実します。

芸術文化・スポーツの推進

芸術文化については、青少年の豊かな感性や創造性を育み、誰もが生涯にわたって芸術文化に触れ親しむことができるよう、優れた芸術を鑑賞・体験する機会の充実を図るとともに、芸術文化団体との連携や団体の活動を支援することにより、多くの市民が参加、発表する機会を創出し、活発な芸術文化活動と伝統芸能の継承を促進します。

スポーツについては、その価値や意義、果たす役割の重要性を踏まえ、地域の活性化に寄与する競技スポーツの振興を図るとともに、市民一人ひとりの体力や興味、健康状態など、ライフステージに応じてスポーツを楽しみながら交流を広げられる環境づくりを進めます。

文化財の保護及び活用の推進

指定文化財を適切に保存するため、所有者等による保護活動に対して支援を行うとともに、県等関係機関とも連携を図りながら保存・管理体制の強化に努めます。

未指定の文化財や民俗芸能については、研究者などの協力の下に調査・研究を進め、文化財の適切な保存や活用を図ります。

また、歴史講座や史跡めぐりなどにより、文化財を身近に感じることのできる機会を増やし、郷土への親しみや関心を育みます。

西沼田遺跡公園や旧東村山郡役所資料館などの文化財関連施設については、適切な維持管理を行い、貴重な資料の展示などを通して本市の歴史に触れる機会を提供するほか、地域活動と連携した体験学習や企画展の開催などにより、地域の活性化を図ります。

4 教育デジタルトランスフォーメーション (DX) を推進する

教育DXの推進

国の進めるGIGAスクール構想に基づき、1人1台端末等ICT機器のさらなる活用を進め、課題発見・解決等に向けて情報技術を適切に活用する力や情報モラル教育の充実等による児童生徒のICT活用力の育成を行います。さらに、教育データを利活用し、一人ひとりに合った充実した学びを支えます。また、教師のICT指導力向上のために、ICT支援員の派遣や研修を行うなど教育DXを推進します。

生涯学習DXの推進

市立公民館に整備した無線LANにより、公民館利用者の利便性向上を図るとともに、ウェブセミナーやeラーニング講座などを企画し、生涯学習の充実や交流の活性化を推進します。

5 学校の安全・安心を未来につなぐ

安全・快適な学校施設の整備

児童生徒が安心して学べる安全な環境を整備するため、学校施設の安全点検を継続的に実施するとともに、学校施設長寿命化計画に基づき、施設改修を計画的に進めます。

教職員の働き方改革

学校・教師が担う業務の適正化や校務のデジタル化を行い、教職員の「働き方改革」を積極的に推進します。

教職員が子どもとじっくり向き合う時間や、授業の準備を十分に行う時間を確保することにより、学校教育の質の向上を目指します。